



利用団体登録とは??



現在、「ミーティングルーム」「ロッカー」「レターケース」「団体等活動紹介コーナー」を利用する場合は事前にボランティア団体としての要件を満たしていることが必要です。ボランティア団体の要件を満たしていることを県が確認できた場合に利用団体登録がされます。12月1日からは「ワークショップスペース」の予約にあたって利用団体登録済であることが利用条件になります。

また、12月1日より、利用申請の際には「利用団体登録番号」の記載が必要です。

	ミーティング ルーム	ロッカー・レターケース ワークショップスペース・団体等活動紹介 コーナー	ボランティア サロン打合せ テーブル
利用団体登録 ※ボランティア団体登録のことです。 ※個人での登録はできません ※紙申請または電子申請(電子申請システムを利用)が可能です ※登録には2週間程度かかります	○ 必要	○必要 ※ワークショップスペースについては令和8年12月1日以降の申込の際に利用団体登録が必要となります	×必要 なし ボランティア活動であれば利用団体登録をしなくても利用できます
利用者登録 ※神奈川県各施設を利用予約するための登録です。 ※神奈川県 e-kanagawa 施設予約サービス上で仮登録します。9階受付フロントで本人確認のための手続き後に本登録されます。	○ 必要	×必要なし	×必要 なし

神奈川県 e-kanagawa 施設予約サービスは、
神奈川県の各施設の申込や空き状況の確認等を行うためのシステムです。かながわ県民センターでは、
ミーティングルームの他、会議室・展示場・ホールの
予約の際に施設予約サービスを利用しています。
(予約前に施設予約サービスの本登録が必要です)

ワークショップスペース・団体等活動紹介コーナー・ボランティアサロン打合せテーブルの予約、利用団体登録申請は「電子申請システム」を使用しますが、こちらは利用者登録なしでも利用できます。

まとめると



1 ミーティングルーム利用の場合

○利用団体登録が必要です

○利用予約の際は神奈川県 e-kanagawa 施設予約サービスを利用します(事前に利用者登録も必要です)

2 ロッカー・レターケース利用の場合

○利用団体登録が必要です

○利用の申請は紙で 9 階受付フロントへ提出します



3 ワークショップスペース利用の場合

○利用団体登録が必要です(12 月 1 日以降の申込より)

○利用の予約は電子申請システムを利用するか、9階受付フロントに紙の申込書を提出します

4 団体等活動紹介コーナー利用の場合

○利用団体登録が必要です

○利用の予約は電子申請システムを利用します



5 ボランティアサロン打合せテーブル利用の場合

○利用団体登録は必要ありません

○利用の予約は電子申請システムを利用します

6 会議室・展示場・ホール利用の場合

○利用団体登録は必要ありません

○利用予約の際は神奈川県 e-kanagawa 施設予約サービスを利用します(事前に利用者登録も必要です)

■ 新規の利用団体整理票提出方法 ■

9 階受付に紙で提出してください